

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

千葉県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)									
		担当課(室)名	所属事務所掌			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間								
				28	38	8				53									
12 100	千葉市	市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課	1 1 1 1	千葉市男女共同参画ハーモニ一条例	2002年9月25日	2003年4月1日		第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1						
12 202	銚子市	企画課企画室	1 2 1 1				4	第4次銚子市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1						
12 203	市川市	総務部ダイバーシティ推進課	1 2 1 1	市川市男女共同参画社会基本条例	2006年12月20日	2007年4月1日		市川市男女共同参画基本計画	2008/8/1	~	2026/3/31	1	1						
12 204	船橋市	市民協働課	1 2 1 1				3	第4次船橋市男女共同参画計画「fプラン」	2022年4月	~	2027年3月	1	1						
12 205	館山市	市民協働課	1 2 1 1				4	第4期館山市男女共同参画推進プラン	2018年4月	~	2028年3月	1	1						
12 206	木更津市	市民協働部地域共生推進課	1 2 1 1	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例	2023年3月23日	2023年4月1日		第5次木更津市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1						
12 207	松戸市	男女共同参画課	1 1 1 1				4	松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1						
12 208	野田市	人権・男女共同参画推進課	1 1 1 1				4	第4次野田市男女共同参画計画	2020年4月	~	2027年3月	1	1						
12 210	茂原市	企画政策課	1 2 2 1				4	男女ハートフル共生プラン ~茂原市男女共同参画計画(第4次)~	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1						
12 211	成田市	市民協働課	1 2 2 1				4	第4次成田市男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1						
12 212	佐倉市	自治人権推進課	1 1 1 1	佐倉市男女平等参画推進条例	2002年12月27日	2003年4月1日		佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年4月1日	~	2032年3月31日	1	1						
12 213	東金市	企画課	1 2 2 2				4	第3次東金市男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1						
12 215	旭市	市民生活課	1 2 2 1				4	第3次旭市男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1						
12 216	習志野市	多様性社会推進課	1 1 1 1	習志野市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年7月1日		習志野市第3次男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~	2026年3月31日	1	1						
12 217	柏市	共生・交流推進センター	1 2 1 1				3	第4次柏市男女共同参画推進計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1						
12 218	勝浦市	企画課	1 2 2 2				4	第2次勝浦市男女共同参画計画	2018年度	~	2027年度	1	1						
12 219	市原市	総合計画推進課	1 2 1 1	市原市男女共同参画社会づくり条例	2004年12月22日	2005年4月1日		いちはら男女共同参画社会づくりプラン	2017年4月	~	2027年3月	1	1						
12 220	流山市	男女共同参画室	1 1 1 1				3	流山市第5次男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1						
12 221	八千代市	企画部企画経営課男女共同参画センター	1 1 1 1				4	第3次やちよ男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2029年3月31日	1	1						
12 222	我孫子市	男女共同参画室	1 1 1 1	我孫子市男女共同参画条例	2006年3月27日	2006年7月1日		我孫子市第3次男女共同参画プラン	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1	1						
12 223	鴨川市	総務課	1 2 2 1				4	第3次鴨川市男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1						
12 224	鎌ヶ谷市	男女共同参画室	1 1 1 1				3	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1						
12 225	君津市	市民生活課	1 2 1 1				4	みんなが輝くまち・きみつプラン (第5次君津市男女共同参画計画)	2022年6月1日	~	2027年3月31日	1	1						
12 226	富津市	企画課	1 2 2 1	富津市男女共同参画のまちづくり条例	2009年3月26日	2009年4月1日		富津市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1						

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属事務所掌	の有無	連絡会議	の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
12 227	浦安市	多様性社会推進課	1 2	1	1					4	第3次うらやす男女共同参画プラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1
12 228	四街道市	みんなで課	1 2	1	1					4	第4次四街道市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
12 229	袖ヶ浦市	市民協働推進課	1 2	1	1					4	第5次男女共同参画計画はっぴーPLAN	2024年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
12 230	八街市	企画政策課	1 2	2	2					4	第3次八街市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
12 231	印西市	市民活動推進課	1 2	1	1					4	第4次印西市男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
12 232	白井市	市民活動支援課	1 2	1	2					4	白井市男女平等推進行動計画	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
12 233	富里市	経営戦略課	1 2	1	1					4	富里市男女共同参画計画(第3次)	2023/4/1	~	2028/3/31	1	1
12 234	南房総市	市民課	1 2	1	1					4	第4次南房総市男女共同参画推進計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1
12 235	匝瑳市	企画課	1 2	2	1					4	第3次匝瑳市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
12 236	香取市	市民協働課	1 2	1	1					4	第2次香取市男女共同参画計画	2020年4月	~	2027年3月	1	1
12 237	山武市	企画政策課	1 2	1	1					4	第4次山武市男女共同参画計画	2024年4月	~	2028年3月	1	1
12 238	いすみ市	企画政策課	1 2	2	1					4	第3次いすみ男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
12 239	大網白里市	地域づくり課	1 2	2	1					4	第2次大網白里市男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
12 322	酒々井町	くらし安全協働課	1 2	2	2					4	第2次酒々井町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
12 329	栄町	くらし安全課	1 2	2	2					4	栄町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
12 342	神崎町	総務課	1 2	2	2					4						1
12 347	多古町	企画政策課	1 2	1	1					4	第2次多古町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
12 349	東庄町	総務課	1 2	2	2					4	第2次東庄町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
12 403	九十九里町	企画政策課	1 2	1	2					4	九十九里町男女共同参画計画	2023	~	2027	1	1
12 409	芝山町	企画空港政策課	1 2	2	2					4	芝山町男女共同参画計画	2023年3月	~	2028年3月	1	1
12 410	横芝光町	企画空港課	1 2	2	1					4	第3次横芝光町男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
12 421	一宮町	企画課	1 2	2	2					4	一宮町男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
12 422	睦沢町	総務課 庶務秘書班	1 2	2	1					4	睦沢町男女共同参画計画	令和3年4月	~	令和8年3月	1	1
12 423	長生村	総務課	1 2	2	2					4	長生村男女共同参画計画	2021年3月	~	2025年3月	1	1
12 424	白子町	企画財政課	1 2	2	2					4	白子町男女共同参画推進計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
12 426	長柄町	総務課	1 2	2	2					4	長柄町男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
12 427	長南町	企画財政課	1 2	2	1					4	長南町男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
12 441	大多喜町	企画課	1 2	2	2					4	第2次大多喜町男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所 属 事 務 所 掌	庁 内 の 連 絡 会 議	の 有 無 問 機 関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
12	443	御宿町	企画財政課(男女共同参画) 保健福祉課(DV関係)	1	2	2	2			4	御宿町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
12	463	鋸南町	総務企画課	1	2	2	1			4	鋸南町男女共同参画推進計画	2022年	~	2025年	1	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮詢機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目途に検討中
2 2026年度以降の制定を目指す検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない
3 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

千葉県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-5 管理・運営主体									
		問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		施設管理							
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
		11									1	10	7	2	1	9	2	0
12 100	千葉市	千葉市男女共同参画センター		260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208番地2(千葉市ハーモニー・プラザ内)	043-209-8771	043-209-8776	https://www.chp.or.jp/danjo/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
12 202	銚子市																	
12 203	市川市	市川市男女共同参画センター	ウイズ	272-0034	千葉県市川市市川1丁目24番2号	047-322-6700	047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
12 204	船橋市	船橋市男女共同参画センター		273-0005	千葉県船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-0757	047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
12 205	館山市																	
12 206	木更津市																	
12 207	松戸市	男女共同参画センター	ゆうまつど	271-0091	千葉県松戸市本町14番地の10	047-364-8783	047-364-7888	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu/guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
12 208	野田市																	
12 210	茂原市																	
12 211	成田市																	
12 212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	ミウズ	285-0837	千葉県佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアスイ3階	043-460-2580	043-460-2582	http://mews.shiteikanri-sakura.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
12 213	東金市																	
12 215	旭市																	
12 216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	ステップならしの	275-0016	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
12 217	柏市	柏市男女共同参画センター		277-0005	千葉県柏市柏一丁目7番1-301号Day Oneタワー3階	04-7167-1127	04-7165-7323	https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/6696.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
12 218	勝浦市																	
12 219	市原市																	
12 220	流山市																	
12 221	八千代市	八千代市男女共同参画センター		276-0033	八千代市八千代台南1-11-6	047-485-7088	047-485-7398	https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
12 222	我孫子市																	
12 223	鴨川市																	
12 224	鎌ヶ谷市	男女共同参画推進センター		273-0101	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-3	047-401-0891	047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesaku-midashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
12	225 君津市															
12	226 富津市															
12	227 浦安市	多様性社会推進課	ルピナス	279-0004	千葉県浦安市猫実1-1-2文化会館2階	047-712-6803	047-353-1145	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html	○	○			○			
12	228 四街道市															
12	229 袖ヶ浦市															
12	230 八街市															
12	231 印西市	印西市男女共同参画センター		270-1340	印西市中央南1-4-3 コスモスパレット・パレットⅡ 3階	0476-36-4174	0476-46-1019	https://www.city.inzai.lg.jp/	○				○			
12	232 白井市															
12	233 富里市															
12	234 南房総市															
12	235 匝瑳市															
12	236 香取市															
12	237 山武市															
12	238 いすみ市															
12	239 大網白里市															
12	322 酒々井町															
12	329 栄町															
12	342 神崎町															
12	347 多古町															
12	349 東庄町															
12	403 九十九里町															
12	409 芝山町															
12	410 横芝光町															
12	421 一宮町															
12	422 睦沢町															
12	423 長生村															
12	424 白子町															
12	426 長柄町															
12	427 長南町															
12	441 大多喜町															
12	443 御宿町															
12	463 鋸南町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

千葉県

都道府県コード	市区町村名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)														
				問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	○	千葉市男女共同参画ハーモニーライブ	○	11	12	49,849	○	○	○	○	○	○	○	○
12	202	銚子市																
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	1991年11月1日	○		○	7	15	22,967	○	○	○	○	○	○	○	○
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	○		○	1	4	5,469	○	○	○	○			○	DVDミニ鑑賞会、一時保育付き読書タイム
12	205	館山市					○											
12	206	木更津市																
12	207	松戸市	男女共同参画センター	1980年11月29日	○		○	5	13	28,751	○	○	○	○			○	男女共同参画センター管理・運営・受付、女性の居場所事業
12	208	野田市					○											
12	210	茂原市					○											
12	211	成田市																
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	2003年4月1日	○		○	0	11	4,167	○	○	○	○			○	
12	213	東金市					○											
12	215	旭市					○											
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	2003年11月1日	○		○	1	2	1,315	○	○	○	○				
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	○			6	4	9,266	○	○	○	○	○	○	○	○
12	218	勝浦市																
12	219	市原市					○											
12	220	流山市					○											
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	○		○	3	6	1,707	○	○	○	○	○	○	○	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度、プラン策定業務
12	222	我孫子市					○											
12	223	鴨川市																
12	224	鎌ヶ谷市	男女共同参画推進センター	2006年10月1日	○		○	0	7	6,303	○	○	○	○			○	
12	225	君津市					○											
12	226	富津市					○											
12	227	浦安市	多様性社会推進課	2002年10月1日		うらやす男女共同参画プラン	○	4	2	11,685	○	○	○	○	○	○	○	浦安市男女共同参画登録団体への働きかけ、ネットワーク作り
12	228	四街道市					○											
12	229	袖ヶ浦市					○											
12	230	八街市																
12	231	印西市	印西市男女共同参画センター	2025年4月1日	○		○	3	1	3,029	○	○	○	○			○	
12	232	白井市					○											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業								
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・ 協 働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集	9 苦 情 処 理
12	233	富里市				○												
12	234	南房総市																
12	235	匝瑳市				○												
12	236	香取市				○												
12	237	山武市																
12	238	いすみ市																
12	239	大網白里市				○												
12	322	酒々井町																
12	329	栄町																
12	342	神崎町																
12	347	多古町																
12	349	東庄町																
12	403	九十九里町																
12	409	芝山町																
12	410	横芝光町																
12	421	一宮町																
12	422	睦沢町																
12	423	長生村																
12	424	白子町																
12	426	長柄町																
12	427	長南町																
12	441	大多喜町																
12	443	御宿町																
12	463	鋸南町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

千葉県

都道府県コード	市区町村名	市区町年月日	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			1			37	4	10.8	46	1	2.2	17	1	5.9	15	0	0.0	8,809	772	8.8
12	100	千葉市				1	0	0.0	2	0	0.0							1101	165	15.0
12	202	銚子市				1	0	0.0	0	0								226	20	8.8
12	203	市川市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	32	14.2
12	204	船橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							903	134	14.8
12	205	館山市				1	0	0.0	1	0	0.0							152	6	3.9
12	206	木更津市				1	0	0.0	1	1	100.0							227	9	4.0
12	207	松戸市				1	0	0.0	2	0	0.0							348	33	9.5
12	208	野田市				1	0	0.0	1	0	0.0							326	17	5.2
12	210	茂原市				1	0	0.0	1	0	0.0							235	18	7.7
12	211	成田市				1	0	0.0	2	0	0.0							285	24	8.4
12	212	佐倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	27	10.6
12	213	東金市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	1	1.3
12	215	旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	3	1.9
12	216	習志野市				1	0	0.0	1	0	0.0									
12	217	柏市				1	1	100.0	2	0	0.0							296	33	11.1
12	218	勝浦市				1	1	100.0	2	0	0.0									
12	219	市原市				1	0	0.0	2	0	0.0							507	40	7.9
12	220	流山市				1	0	0.0	1	0	0.0							184	16	8.7
12	221	八千代市				1	0	0.0	1	0	0.0							253	37	14.6
12	222	我孫子市	2001年6月26日	我孫子市男女共同参画都市宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						190	28	14.7
12	223	鴨川市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	4	4.1
12	224	鎌ヶ谷市				1	1	100.0	1	0	0.0							101	12	11.9
12	225	君津市				1	1	100.0	1	0	0.0							204	14	6.9
12	226	富津市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
12	227	浦安市				1	0	0.0	2	0	0.0							85	10	11.8
12	228	四街道市				1	0	0.0	1	0	0.0							87	5	5.7
12	229	袖ヶ浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							194	13	6.7
12	230	八街市				1	0	0.0	1	0	0.0							39	1	2.6
12	231	印西市				1	0	0.0	2	0	0.0							203	5	2.5
12	232	白井市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	12	12.4
12	233	富里市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	12	10.5
12	234	南房総市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	0	0.0
12	235	匝瑳市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	1	1.0
12	236	香取市				1	0	0.0	1	0	0.0							310	5	1.6
12	237	山武市				1	0	0.0	1	0	0.0							265	8	3.0
12	238	いすみ市				1	0	0.0	1	0	0.0									
12	239	大網白里市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	9	7.6
12	322	酒々井町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	6	14.0
12	329	栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	2	5.4
12	342	神崎町										1	0	0.0	0	0	0.0	23	0	0.0
12	347	多古町										1	1	100.0	1	0	0.0	53	0	0.0

都道府県コード	市区町村名	市區町年月日	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			問7-1				2025年7月1日現在の状況													
			宣言の形態	宣言年月日	市區町年月日	市區町年月日	市長数	うち女性市區長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市區長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
12	349	東庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
12	403	九十九里町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0
12	409	芝山町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
12	410	横芝光町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	2	2.2
12	421	一宮町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
12	422	睦沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
12	423	長生村										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
12	424	白子町										1	0	0.0	0	0	0.0	32	0	0.0
12	426	長柄町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	4	8.3
12	427	長南町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
12	441	大多喜町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	1	1.6
12	443	御宿町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
12	463	鋸南町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0

＜選択肢回答＞

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

千葉県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲							問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問9-1				調査時点コード									
		問8-1			問8-2																(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
					2,255	1,891	28,112	8,279	29.5	1,674	1,459	21,945	6,291	28.7	274	168	1,562	286	18.3	1,569	205	13.1	1,622	210	12.9								
					小計					1,665	1,451	21,629	6,183	28.6	272	168	1,545	286	18.5														
12	100	千葉市	2027年度までに40%以上60%以下	102	101	1,486	538	36.2	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される機関(ただし選挙により委員を選任する機関を除く)	98	97	1,525	543	35.6	6	5	39	10	25.6	72	9	12.5	73	9	12.3	1	1	1	1	1			
12	202	銚子市	40.0	2028年3月	62	52	974	303	31.1	法令・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、委員会等	36	33	455	121	26.6	5	4	28	5	17.9	23	4	17.4	24	4	16.7	1	1	1	1	1		
12	203	市川市	40.0	2026年3月	52	50	770	253	32.9	地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関	52	50	770	253	32.9	6	4	29	7	24.1	50	6	12.0	51	6	11.8	1	1	1	1	1		
12	204	船橋市	40.0	2026年3月	88	79	1,331	398	29.9	1法律または条例により設置されている審議会等 2要綱等により設置されている懇談会、会議等 ※上記審議会等数は、基準日時点での委員がいる審議会等数を回答しています。	40	35	754	232	30.8	6	6	32	11	34.4	43	7	16.3	44	7	15.9	1	1	1	1	1		
12	205	館山市	35.0	2028年3月	39	36	500	140	28.0		34	32	437	121	27.7	5	2	22	4	18.2	33	5	15.2	34	5	14.7	1	1	1	1	1		
12	206	木更津市	40.0	2027年3月	53	49	750	216	28.8		50	46	704	192	27.3	6	3	35	5	14.3	32	4	12.5	33	4	12.1	1	1	1	1	1		
12	207	松戸市	40.0	2028年3月	83	75	1,133	301	26.6		63	57	887	245	27.6	6	5	34	6	17.6	44	8	18.2	45	8	17.8	2	2024年4月1日	2	2024年4月1日	1		
12	208	野田市	50.0	2027年3月	47	43	696	274	39.4	法律・条例に基づく審議会	47	43	697	274	39.3	6	2	44	3	6.8	36	10	27.8	37	10	27.0	1	1	1	1	1		
12	210	茂原市	30.0	2025年3月	51	41	665	157	23.6	法令・条例・規則・要綱等	47	37	544	117	21.5	5	4	43	5	11.6	29	1	3.4	30	1	3.3	1	1	1	1	1		
12	211	成田市	40.0	2026年3月	56	50	735	205	27.9	法令必置の附属機関、法律や条例により設置されている附属機関、規則又は要綱等により設置されているその他の協議会等	44	38	593	163	27.5	5	4	33	9	27.3	45	9	20.0	46	9	19.6	1	1	1	1	1		
12	212	佐倉市	35.0	2032年3月	53	49	596	174	29.2	法律・条例・規則・要綱等に基づいて設置している、各種審議会・協議会・委員会・審査会委員等	39	36	467	144	30.8	5	4	30	7	23.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	1		
12	213	東金市	30.0	2026年3月	43	36	709	176	24.8	東金市の各部署で所管する審議会等	23	20	283	63	22.3	5	2	26	5	19.2	28	4	14.3	29	4	13.8	1	1	1	1	1		
12	215	旭市	40.0	2029年3月	46	39	532	158	29.7	法律・条例・規則・要綱により設置されている審議会等	28	24	329	92	28.0	5	2	32	4	12.5	27	4	14.8	28	4	14.3	1	1	1	1	1		
12	216	習志野市			【目標達成期限】期限なし 【目標値】習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づき、特別な理由がある場合を除き、男女いずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とならないよう努める。	72	62	1,065	356	33.4	法律又は政令により設置されている審議会、委員会等 条例・規則又は要綱等により設置されている審議会等	15	14	244	74	30.3	5	5	29	9	31.0	43	6	14.0	44	6	13.6	1	1	1	1	1	
12	217	柏市			令和11年までに女性委員が35%以上を占めている審議会等の割合を65%以上。	56	54	785	286	36.4	2025年4月1時点で条例、規則等により設置されている附属機関等(休止中を除く)	53	51	706	261	37.0	5	4	50	10	20.0	37	0	0.0	38	1	2.6	1	1	1	1	1	
12	218	勝浦市			2027年度までに25%以上	30	19	253	58	22.9		17	15	166	42	25.3	5	4	22	4	18.2	13	3	23.1	14	4	28.6	1	1	1	1	1	
12	219	市原市	40.0	2027年3月	いちはら男女共同参画社会づくりプランにおける女性委員の目標値	87	78	1,090	285	26.1	・地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関 ・規則・要綱又はその他の規程により設置する委員会、協議会懇談会等のうち、市職員以外の者が構成員となっているもの ・休止中等により委員数が0の審議会15を除く	68	61	846	219	25.9	5	3	32	8	25.0	37	4	10.8	38	4	10.5	1	1	1	1	1	
12	220	流山市	50.0	2030年3月		43	43	645	240	37.2	法令・政令・条例に基づき設置されている審議会等及び市が設置している協議会等	34	34	467	161	34.5	5	3	26	6	23.1	31	8	25.8	32	8	25.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
12	221	八千代市	40.0	2029年3月		78	67	992	341	34.4	法律・条例・要綱・要領・規約により設置されている審議会等	22	20	370	116	31.4	5	4	41	9	22.0	31	2	6.5	32	2	6.3	2	2025年3月31日	1	1	1	1
12	222	我孫子市	40.0	2029年3月		69	63	729	236	32.4	要綱等により設置されている審議会等	58	53	601	175	29.1	5	3	23	4	17.4	39	3	7.7	40	3	7.5	1	1	1	1	1	
12	223	鴨川市			目標値30%	44	23	253	58	22.9	地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関	12	10	119	61	22.7	5	2	26	3	11.5	15	0	0									

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード											
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)													
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	うち女性委員数		総委員数	うち女性委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	
12 226	富津市				0	0	0	0	0	26	19	316	79	25.0	5	3	27	5	18.5	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1		
12 227	浦安市	30.0		前年度と同じで、目標値(30%)はあるが、浦安市審議会等委員選任に係る基準において目標達成期限の定めはない	55	51	843	335	39.7	法律又は条例の定めるところにより設置されている審議会等(地方自治法第138条の4第3項)、要綱等により設置されている会議等	41	38	607	233	38.4	4	3	14	4	28.6	26	5	19.2	27	5	18.5	1		1		1	
12 228	四街道市	38.0	2027年1月		44	42	492	155	31.5	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により執行機関の附属機関として設置された審査会、委員会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮詢又は調査のための機関／市長等の求めに応じ、市民・学識経験を有する者等からの意見を聴取し、市政に反映させること等を目的として、要綱等により設置された協議会、懇談会その他の機関	34	33	424	126	29.7	5	3	28	6	21.4	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1		1	
12 229	袖ヶ浦市	35.0	2026年3月	継続的に35%を目標値として設定している。	51	48	735	227	30.9	条例・規則・要綱等に基づき設置されている審議会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	16	15	270	80	29.6	5	5	30	8	26.7	29	2	6.9	30	2	6.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1	
12 230	八街市	25.0	2027年3月		34	21	345	65	18.8		15	10	303	61	20.1	5	2	42	4	9.5	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1	
12 231	印西市	30.0	2029年3月	30%以上を維持	57	51	705	204	28.9	市の条例・規則・要綱に基づく審議会	36	33	445	132	29.7	5	3	24	4	16.7	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1	
12 232	白井市	33.0	2026年3月		48	42	552	186	33.7	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された付属機関	48	42	553	186	33.6	5	5	30	8	26.7	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
12 233	富里市	40.0	2028年3月		40	35	429	124	28.9		40	35	429	124	28.9	5	4	21	7	33.3	33	9	27.3	34	9	26.5	1		1		1	
12 234	南房総市	30.0	2028年3月		30	19	393	71	18.1	第202条の3に基づく審議会等数	30	19	393	71	18.1	5	4	32	8	25.0	24	0	0.0	25	0	0.0	2	2028年3月31日	1		1	
12 235	匝瑳市	40.0	2027年3月		48	39	586	156	26.6	法、条例、要綱等により設置された審議会・委員会等	32	25	379	87	23.0	5	3	42	8	19.0	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
12 236	香取市	30.0	2027年3月		36	27	470	95	20.2	法律・条例等により設置されている審議会等	31	24	438	89	20.3	5	3	33	6	18.2	36	5	13.9	37	5	13.5	1		1		1	
12 237	山武市	40.0	2028年3月		56	46	829	216	26.1		9	9	117	47	40.2	2	2	7	2	28.6	33	12	36.4	34	12	35.3	1		1		1	
12 238	いすみ市	30.0	2027年3月		35	22	385	84	21.8		28	18	344	78	22.7	5	2	27	2	7.4	16	3	18.8	17	3	17.6	1		1		1	
12 239	大網白里市	30.0	2026年3月		43	32	606	155	25.6	法令・条例・規則・要綱で設置されている審議会等	29	23	434	119	27.4	5	3	30	4	13.3	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
12 322	酒々井町		2027年3月	30.6%以上	32	26	375	124	33.1	法律・条例・要綱等により設置されている審議会・委員会等	18	17	219	52	23.7	5	3	21	6	28.6	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1	
12 329	栄町	30.0	2027年3月		65	29	348	68	19.5	審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合	27	24	266	69	25.9	5	4	21	6	28.6	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
12 342	神崎町				0	0	0	0	0	法律もしくは条例により設置されている審議会・委員会等	9	7	78	20	25.6	5	4	29	5	17.2	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	
12 347	多古町	20.0	2026年3月	2026.3.31までに20.0%	27	21	303	65	21.5		21	18	252	55	21.8	5	2	36	4	11.1	25	2	8.0	26	3	11.5	1		1		1	
12 349	東庄町	40.0	2026年3月		36	29	381	99	26.0		21	19	232	56	24.1	5	2	23	3	13.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
12 403	九十九里町	20.0	2028年3月		13	12	143	36	25.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、女性の登用状況	13	12	143	36	25.2	5	2	22	3	13.6	18	1	5.6	19	1	5.3	2	2025年9月10日	2	2025年9月10日	2	2025年9月10日
12 409	芝山町				0	0	0	0	0	地方自治法(第202条の3)及び地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等(委員会や協議会も含む)	27	18	396	77	19.4	5	2	33	3	9.1	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1		1	
12 410	横芝光町	40.0	2029年3月		29	27	345	104	30.1		24	24	319	99	31.0	5	3	26	5	19.2	27	3	11.1	28	3	10.7	1		1		1	
12 421	一宮町				0	0	0	0	0		11	9	160	40	25.0	5	2</td															

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

千葉県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
					</td																							

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性を含む委員数	総委員数		審議会等数	うち女を性を含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性を含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	匝瑳市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	香取市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	山武市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	いすみ市							1	1	9	1	11.1	0	0	0	0	0.0			
	大網白里市							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	酒々井町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	栄町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	神崎町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	多古町							1	1	15	6	40.0	0	0	0	0	0.0			
	東庄町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	九十九里町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	芝山町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	横芝光町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	一宮町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	睦沢町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	長生村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	白子町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	長柄町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	長南町							0	0	0	0	0.0	1	0	12	0	0.0			
	大多喜町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	御宿町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	鋸南町							1	1	20	7	35.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

千葉県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況																		問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5		
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						その他			うち管理職数			調査時点コード			その他			調査時点コード											
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他										
3,890	605	15.6	2,961	429	14.5	539	55	10.2	485	50	10.3	441	55	12.5	337	43	12.8	2,910	495	17.0	2,139	336	15.7	4,248	1,219	28.7	2,769	633	22.9	8,681	3,203	36.9	5,042	1,543	30.6			459	54	11.8	87	2	2.3						
12 100	千葉市	452	68	15.0	338	44	13.0	70	9	12.9	57	8	14.0	38	2	5.3	25	1	4.0	344	57	16.6	256	35	13.7	431	133	30.9	302	92	30.5	1,210	387	32.0	636	149	23.4	1		34	6	17.6	5	1	20.0				
12 202	鎌ヶ谷市	28	3	10.7	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	28	3	10.7	22	3	13.6	69	25	36.2	47	21	44.7	86	26	30.2	59	18	30.5	1		5	0	0.0	1	0	0.0				
12 203	市川市	221	32	14.5	191	30	15.7	28	2	7.1	27	2	7.4	31	3	9.7	25	2	8.0	162	27	16.7	139	26	18.7	323	79	24.5	241	49	20.3	739	366	49.5	489	236	48.3	1		22	3	13.6	6	0	0.0				
12 204	船橋市	186	19	10.2	131	17	13.0	30	3	10.0	27	3	11.1	11	1	9.1	4	1	25.0	15	10.3	100	13	13.0	766	234	30.5	456	94	20.6	652	324	49.7	312	121	38.8	1		24	3	12.5	2	0	0.0					
12 205	館山市	33	4	12.1	32	4	12.5	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	25	4	16.0	24	4	16.7	25	11	44.0	16	5	31.3	124	51	41.1	78	24	30.8	1		6	0	0.0	1	0	0.0				
12 206	木更津市	102	25	24.5	61	20	32.8	14	2	14.3	11	1	9.1	29	6	20.7	20	5	25.0	59	17	28.8	30	14	46.7	39	7	17.9	16	5	31.3	135	22	16.3	80	17	21.3	1		9	1	11.1	1	0	0.0				
12 207	松戸市	326	62	19.0	168	25	14.9	49	4	8.2	32	3	9.4	50	6	12.0	31	5	16.1	227	52	22.9	105	17	16.2	358	129	36.0	190	44	23.2	995	381	38.3	471	127	27.0	1		11	2	18.2	3	0	0.0				
12 208	野田市	105	12	11.4	93	10	10.8	16	1	6.3	14	1	7.1	21	0	0.0	20	0	0	68	11	16.2	59	9	15.3	81	20	24.7	64	13	20.3	309	94	30.4	206	63	30.6	1		11	2	18.2	3	0	0.0				
12 210	茂原市	56	8	14.3	50	6	12.0	8	0	0.0	8	0	0.0	9	2	22.2	8	1	12.5	39	6	15.4	34	5	14.7	58	8	13.8	49	2	4.1	131	50	38.2	95	25	26.3	1		7	1	14.3	3	0	0.0				
12 211	成田市	96	10	10.4	68	9	13.2	20	3	15.0	17	3	17.6	0	0	0	0	0	0	76	7	9.2	51	6	11.8	104	33	31.7	48	8	16.7	183	38	20.8	87	9	10.3	1		10	1	10.0	2	0	0.0				
12 212	佐倉市	82	15	18.3	74	15	20.3	27	4	14.8	25	4	16.0	0	0	0	0	0	0	55	11	20.0	49	11	22.4	111	33	29.7	87	21	24.1	146	56	38.4	100	26	26.0	1		16	2	12.5	2	0	0.0				
12 213	東金市	46	3	6.5	39	2	5.1	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	38	3	7.9	31	2	6.5	39	10	25.6	30	5	16.7	119	44	37.0	81	20	24.7	1		11	1	9.1	2	0	0.0				
12 215	旭市	27	2	7.4	24	2	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	27	2	7.4	24	2	8.3	42	8	19.0	25	7	28.0	87	56	64.4	40	25	62.5	1		5	0	0.0	2	0	0.0				
12 216	習志野市	198	43	21.7	129	27	20.9	16	2	12.5	13	2	15.4	29	5	17.2	21	5	23.8	153	36	23.5	95	20	21.1	0	0	0.0	0	0	0	114	29	25.4	82	21	25.6	1		8	1	12.5	2	0	0.0				
12 217	柏市	249	42	16.9	164	24	14.6	25	3	12.0	20	2	10.0	54	6	11.1	39	3	7.7	170	33	19.4	105	19	18.1	198	63	31.8	113	25	22.1	875	332	37.9	387	116	30.0	1		29	6	20.7	3	0	0.0				
12 218	勝浦市	18	4	22.2	18	4	22.2	0	0																																								

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

市・区・町・村・議会の議員の両立支援体制に関する調査																
都道府県	市町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取扱うべき事項は、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、取扱うべき事項は、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、取扱うべき事項は、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について1~4のいずれかにつき〇をつけてください。						
ドド	ドド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことがない。	32	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことがない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他							
12 100	千葉市	千葉市職員旧姓使用取扱要綱	千葉市議会	第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)(以下「承認申請書」という。)により、市長の承認を受けなければならない。 2承認申請者は、原則として、千葉市職員服務規程第4条第2項の履歴事項変更届に添えて、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 3採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員が旧姓を使用しようとするときは、前項の規定にかかるつづき、採用後速やかに、承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 第3条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 第4条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 2戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、原則として、再び同じ旧姓を使用することはできない。 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用をできないと認められるので総務局長が認めるものとする。 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市民及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 第8条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを証する文書等を所属長を経由して人事課長に提出することにより、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第2条及び第3条の規定による手続きができるものとする。 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務局長が別に定めるもの。	1	32	53	1	52	3	52	52	52	52	36	
12 202	銚子市	銚子市職員の旧姓使用に関する要綱	銚子市議会	第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によってその戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	銚子市議会規則	議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
12 203	市川市	市川市職員の旧姓使用に関する取扱要綱	市川市議会	(旧姓を使用することができる文書等)第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 座席表、人事異動に係る内示表及び異勤表、職員表彰に係る文書その他の組織内部で使用されるもの。(2) 職場での呼称、名刺、名札、職員名簿その他の対外的に使用されるもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの。(3) その他法令等に触れるおそれなく、職務遂行上又は事務処理上特に支障がないものと任命権者が認めるもの。	1	2	1	市川市議会会議規則 第2条 第90条	議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2	1	1	1	1	1	1
12 204	船橋市	船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱	船橋市議会	(摘要)第1条 この要綱は、一般職の職員(臨時の任用職員を除く。以下「職員」という。)の個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	1	4	2	船橋市議会規則	議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
12 205	館山市	館山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱	館山市議会	第2条 第1項議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	館山市議会会議規則	議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
12 206	木更津市	木更津市職員服務規程	木更津市議会	第4条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用しようとする場合は、旧姓使用承認申請書(別記2号様式)を前条第2項の規定による履歴事項変更届に添えて、市長の承認を受けなければならない。	1	2	1	木更津市議会規則	議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都 市	市	市	道 区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
府	町	町	県	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 学勤基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 学勤基準法65条の産前産後期間と同一。 3. 学勤基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
コ	コ	村	コ	村	松戸市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、本市の一般職の職員(以下「職員」という。)の旧姓使用の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「旧姓使用」とは、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することをいいう。	松戸市議会	1	2	1	松戸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合はあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
ド	ド	名	12 207	松戸市	1 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することのできる文書等の範囲は、次のとおりとする。 (1)組合内部で使用されるもの (2)因業異動に係る文書 (3)退職に係る文書 (4)服務に係る文書 (5)勤務時間等に係る文書 (6)職員表彰に係る文書 (7)専外的にも使用されるが問題のないもの (8)職務遂行上又は事務処理上支障のないもの (9)他の人事担当課長が個別に判断し、旧姓使用が可能であると認めるもの	松戸市議会	1	2	1										
12 208	野田市	1	野田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関する必要な事項を定めること目的とする。	野田市議会	1	3	1	野田市議会会議規則 (第2条第2項) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第9条第2項) 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
12 210	茂原市	1	茂原市職員旧姓使用取扱要綱第1条		1	1	1	茂原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2			1	1	1	1	1	1		
12 211	成田市	1	成田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(成田市職員定数条例(昭和29年条例第15号)第1条に規定する職員(教育長を除く。)をいう。以下同じ。)の個性が尊重され、その能力を一層發揮できる職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	成田市議会	1	2	1	成田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1		
12 212	佐倉市	1	佐倉市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第3条 佐倉市議会会議規則 (欠席の届出) +K29第2条 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	佐倉市議会	1	2	1	佐倉市議会会議規則 (欠席の届出) +K29第2条 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1		
12 213	東金市	1	東金市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(本市に勤務する一般職の地方公務員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	東金市議会	1	2	1	東金市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1		
12 215	旭市	1	旭市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱規程 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式。以下「承認申請書」という。)に戸籍上の氏を改めたことに証する書類を添付して、所属長を経て市長に提出しなければならない。ただし、消防吏員(消防庁除く。)にあつては、消防長に提出するものとする。	旭市議会	1	2	1	旭市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1		
12 216	習志野市	1	習志野市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により市長の承認を受けなければならない。	習志野市議会	1	2	1	習志野市議会会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1		
12 217	柏市	1	柏市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場での呼称として使用することができる。	柏市議会	1	2	1	柏市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 市	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合 2.を選択した場合、取得する事が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合 2.を選択した場合、取扱産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合 問12-3で2.を選択した場合	問12-5 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
道 府	区	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名 1. 明記した規定がある、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 学勤基準法65条の前産後期間よりも短い。 2. 学勤基準法65条の前産後期間と同一。 3. 学勤基準法65条の前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
12 218	勝浦市	1	勝浦市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上特に支障がないと認められるもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外のもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。	勝浦市議会 1 3 1	勝浦市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
12 219	市原市	1	市原市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	市原市議会 1 3 1	市原市議会会議規則 ※第2条は本会議、第91条は委員会について明記 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	1	市原市議会の議員の長期欠席等に係る報酬等の特例に関する条例 (適用除外) 第6条 次に掲げる事由に上り議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は前条の長期欠席の日数に含まない。この場合において、第2号及び第4号から第6号までの規定に係る事由及び欠席期間については、当該各号に定めるものほか、市原市議員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年市原市条例第21号)第13条に規定する市議員の特別休暇における事由及び期間の例によるものとする。 (3) 議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書きを除く。)に規定する産前産後の期間に限る。)	1 1 1 1 1 1			
12 220	流山市	1	流山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等に抵触するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上特に支障がないと認められるものについて旧姓を使用することができる。	流山市議会 1 3 1	流山市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に退席しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出できないときは、議長が別に指定する期間内に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2				1 1 1 1 1 1	
12 221	八千代市	1	八千代市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員(新規に採用された職員を含む。)は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	八千代市議会 1 2 1	八千代市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
12 222	我孫子市	1	我孫子市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で服務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	我孫子市議会 1 2 1	我孫子市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
12 223	鴨川市	4		鴨川市議会 1 2 1	鴨川市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
12 224	鎌ヶ谷市	1	鎌ヶ谷市職員の旧姓使用に関する取扱規程 第2条第1項 職員は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について旧姓を使用することができるものとする。	鎌ヶ谷市議会 1 2 1	鎌ヶ谷市議会会議規則 ・第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ・第89条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
12 225	君津市	1	職員の旧姓使用に関する取扱規程 第1条 この訓令は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	君津市議会 1 2 1	君津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第83条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 市	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合 2.選択した場合、得することができる可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合 2.選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
道 府	区	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名 1.明記した規定がある、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.学勤基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.学勤基準法65条の産前産後期間と同様。 3.明記した規定がなく、運用上認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
県	村	町	富津市職員旧姓使用取扱規程 (職員の範囲)第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員とする。	富津市議会 1	2	1	富津市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
コ	コ	村	浦安市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 要綱全体が該当規定となる	浦安市議会 1	2	1	浦安市議会会議規則 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	
ド	ド	名	四街道市職員の旧姓使用に関する規程 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	四街道市議会 1	2	1	四街道市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	
12	226	富津市	袖ヶ浦市一般職の職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この規程は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關する事項を定めるものとする。	袖ヶ浦市議会 1	2	1	袖ヶ浦市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	
12	227	浦安市									
12	228	四街道市									
12	229	袖ヶ浦市									
12	230	八街市									
12	231	印西市									
12	232	白井市									
12	233	富里市									
12	234	南房総市	南房総市職員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができます。	千葉県南房総市議会 1	2	1	南房総市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	

都 市		市				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
道	区	府	市	区	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7					
県	村	市	村	町	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-1で1.を選択した場合、取得することができる産前産後期間は、次のうちどれか。 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く)。				
12 235	匝瑳市	1	匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱・匝瑳市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、匝瑳市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 匝瑳市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、県費負担教職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	匝瑳市議会	1	2	1	匝瑳市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 236	香取市	1	香取市職員の旧姓使用に関する取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、香取市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、その使用により法令等に抵触するおそれがないか、かつ、職務遂行上又は事務処理上特に支障がない文書等とする。	香取市議会	1	3	1	香取市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 237	山武市	1	山武市職員の旧姓使用に関する取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、山武市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	山武市議会	1	2	1	山武市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 238	いすみ市	4		いすみ市議会	1	2	1	いすみ市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 239	大網白里市	1	大網白里市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の規定による旧姓使用承認申請書の提出があった場合は、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	大網白里市議会	1	2	1	大網白里市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 322	酒々井町	4		酒々井町議会	1	2	1	酒々井町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 329	栄町	2		栄町議会	1	2	1	栄町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 342	神崎町	2		神崎町議会	1	2	1	神崎町議会会議規則第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 347	多古町	4		多古町議会	1	2	1	多古町議会会議原則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 市	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.選択肢が複数ある場合 4.選択肢が複数ある場合	問12-3 1.を選択した場合 2.を選択した場合 3.選択肢が複数ある場合 4.選択肢が複数ある場合	問12-4 問12-3で1.を選択した場合 問12-3で2.を選択した場合 問12-3で3.を選択した場合 問12-3で4.を選択した場合	問12-5 問12-3で1.を選択した場合 休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
道 府	区	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名 1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.学勤基準法 65条の産前産後期間よりも短い。 2.学勤基準法 65条の産前産後期間を明記した規定はない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
県	村	町	12 349 東庄町	3	東庄町議会	1	2	1	東庄町議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
コ	コ	村	12 403 九十九里町	4	九十九里町議会	1	2	1	九十九里町議会会議規則 九十九里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
ド	ド	名	12 409 芝山町	4	芝山町議会	1	2	1	芝山町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
			12 410 横芝光町	4	横芝光町議会	1	2	1	横芝光町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
			12 421 一宮町	2	一宮町議会	1	2	1	一宮町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間前日の(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
			12 422 睦沢町	3	睦沢町議会	1	2	1	睦沢町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
			12 423 長生村	1	長生村議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認の申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、村長の承認を受けなければならない。2.職員は、前項の承認を受けようとするときは、採用時又は長生村役場処務規程(昭和49年長生村訓令第1号)第53条の規定による氏名変更に関する届け出を行う際に、旧姓使用承認願(別記第1号様式)を所轄長を経由して終務課長に提出しなければならない。(旧姓使用の承認等) 第5条 村長は、前条の承認願の提出があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるとときは、旧姓の使用を承認するものとする。2.村長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓の使用承認通知書(別記第2号様式)により、その旨を所轄長を経由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)に通知するとともに、旧姓使用者台帳(別記第3号様式)にその旨を記載するものとする。	1	2	1	長生村議員会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため会議に出席することができないとき、又は遅刻し、差し引く(は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない)。ただし、やむを得ない事由により届け出することができない場合は、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出なければならない。2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
			12 424 白子町	4	白子町議会	1	3	1	白子町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2 2 2 2 2
			12 426 長柄町	1	長柄町議員旧姓使用取扱規程 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。第5条 町長は、前条の承認願の提出があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	2			長柄町議員会議規程 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2 2 2 2 2

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都 市	市	市	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
道 区	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。								
府 町	町	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 学勤基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 学勤基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
県 村	村	町	12 427 長南町 4	長南町議会	1	2	1	長南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	
コ コ	村	村	12 441 大多喜町 1	大多喜町議会会議規則 (趣旨) 第1条 この規程は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	大多喜町議会事務局	1	2	1	大多喜町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
ド フ	名	名	12 443 御宿町 4	御宿町議会	1	2	1	御宿町議会会議規則 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
			12 463 鎌南町 2	鎌南町議会	1	2	1	鎌南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

千葉県

都道府県	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12			問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15		
道府県	市区町村	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-10で1.を選択した場合。	問12-11で1.を選択した場合。			ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で1.を選択した場合	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	本部員総数 ※本部員を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	
県	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	規ハラスメント防止規定に関する議員向け	1 規ハラスメント防止規定 2 規ハラスメントに関する議員向け 3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位づけられた規定がある。 2. 位づけられていない。 3. その他(不明等)	芝山町議会議員通称名使用取扱規程 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	令和6年度に女性模擬議会を開催	2	15	0	0.0			
コロナ	村	12 409 芝山町	4	4	3				1	3	3	1	芝山町議会議員通称名使用取扱規程 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	令和6年度に女性模擬議会を開催	2	15	0	0.0		
横芝光町	4	4	3					3		3	4		横芝光町地域防災計画 第2編 地震・津波編 : 第2章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災等からの避難と応急対策 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に入れる。 また、避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。	1	19	0	0.0			
一宮町	4	2	3					3		3	4		横芝光町地域防災計画 第4節 避難計画 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に入れる。 また、避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。	1	19	0	0.0			
睦沢町	4	4	3					3		3	1	睦沢町議会議員の通称名等の使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、睦沢町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。 2. 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。	なし	2	19	1	5.3			
長生村	4	4	1	1				長生村議会ハラスメント防止条例 (議員の責務)第5条 議員は、村民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び村職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、議員間又は村職員の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。2. 議員は、議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもつて疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。3. 議員は、ハラスメントがあると疑われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。	1	3	3	4		2	2	20	2	10.0		
白子町	4	4	3					3		3	4		なし	2	9	2	22.2			
長柄町	4	4	2					1	2	2	4		2	2	14	3	21.4			

